

南九州市告示第17号

南九州市固定資産税等に係る還付不能過誤納金返還金支払要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年2月10日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市固定資産税等に係る還付不能過誤納金返還金支払要綱の一部を改正する要綱

南九州市固定資産税等に係る還付不能過誤納金返還金支払要綱（平成19年南九州市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第226号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「補てんし」を「補填し」に改める。

第4条第3項中「当該還付不能額の納付のあった日の翌日から起算し、返還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に年7.3パーセントの割合」を「法第17条の4に規定する還付加算金又は法附則第3条の2第4項に規定する還付加算金特例基準割合のいずれか低い割合」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、利息相当額の算定に係る端数処理については、法第20条の4の2第7項の規定を準用する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の南九州市固定資産税等に係る還付不能過誤納金返還金支払要綱の規定は、令和3年1月1日から適用する。